

飯塚市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則の一部を  
改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和8年3月30日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市規則第15号

飯塚市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則の一部を改正する規則

飯塚市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則(平成22年飯塚市規則第10号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(長期継続契約を締結することができる契約)</p> <p>第2条 条例第2条第2号ウに規定する規則で定める契約は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 電算システム及び機器等の<u>運用又は</u>保守に関する契約</p> <p>(4)～(8) (略)</p>	<p>(長期継続契約を締結することができる契約)</p> <p>第2条 条例第2条第2号ウに規定する規則で定める契約は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 電算システム及び機器等の保守に関する契約</p> <p>(4)～(8) (略)</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。